

双葉通信【第 152 回】 “電気は東京へ 放射能は福島に”

20220715 上 田 勉

東電旧経営陣、13 兆円賠償命令 津波対策先送り「許されぬ」 東京地裁判決 株主訴訟

「東京電力福島第一原発事故をめぐり、東電の株主 48 人が旧経営陣 5 人に対し、「津波対策を怠り、会社に巨額の損害を与えた」として 22 兆円を東電に賠償するよう求めた株主代表訴訟の判決が 7 月 13 日、東京地裁であった。朝倉佳秀裁判長は、巨大津波を予見できたのに対策を「先送り」して事故を招いたと認定。取締役としての注意義務を怠ったとして、勝俣恒久元会長ら 4 人に連帯して 13 兆 3,210 億円を支払うよう命じた。

他に賠償を命じられたのは清水正孝元社長、武黒一郎元副社長、武藤栄元副社長で、国内の民事裁判で出た過去最高の賠償額とみられる。小森明生元常務の賠償責任は否定された。

判決はまず、原発事故が起きれば「国土の広範な地域、国民全体に甚大な被害を及ぼし、我が国の崩壊にもつながりかねない」と指摘。原子力事業者には「最新の知見に基づき、万が一にも事故を防止すべき社会的・公益的義務がある」と明示した。

焦点となった、国が 2002 年に公表した地震予測「長期評価」には「相応の科学的な信頼性があった」と認定した。これを元に東電子会社が 08 年に計算した最大 15.7m の津波予測の信頼性も認めた。そのうえで、東電の原発部門「原子力・立地本部」の副本部長だった武藤氏が 08 年 7 月、計算結果の妥当性の検討を土木学会に委ねて対策を講じなかったことを「不作為」とみなし、「津波対策の先送りであり、著しく不合理で許されない」と指摘した。副本部長だった武黒氏は、翌 8 月に武藤氏の不作為を「是認した」と判断した。

勝俣、清水両氏については、09 年 2 月の「御前会議」での議論で「14m 程度の津波の可能性」を聞いており、「対策を講じない原子力・立地本部の判断に不合理な点がないか確認すべき義務があったのに、怠った」と指摘した。

さらに、主要な建屋や機器の浸水対策（水密化）をすれば事故は回避でき、その工事は 2 年ほどで完了できたと指摘。小森氏を除く 4 人は、11 年 3 月の事故の 2 年以上前から任務を怠っており、事故発生との因果関係があると認定した。

東電が被った損害とされた約 13 兆 3 千億円の内訳は (1) 廃炉が約 1 兆 6 千億円 (2) 被災者への賠償が約 7 兆 1 千億円 (3) 除染・中間貯蔵対策が約 4 兆 6 千億円。勝俣、清水両氏は代理人を通じ「判決内容を精査できていないのでコメントは差し控える」とした。(田中恭太) (「朝日新聞」2022 年 7 月 14 日付け)

東電株主ら「強制執行」要望 旧経営陣 4 人、13 兆円賠償巡り

「東京電力福島第一原発の事故をめぐり、東電の旧経営陣 4 人が約 13 兆円の損害賠償を命じられた株主代表訴訟で、原告の株主らが 22 日、4 人の財産を差し押さえる「強制執行」の手続きをとるよう、東電に要望書を出したと明らかにした。

東京地裁は 13 日の判決で、判決確定前でも差し押さえなどの強制執行ができる「仮執行宣言」をつけていた。株主側は「全額は難しいとは言え、経営が厳しい東電にとってのどから手が出るほど欲しいお金だ。直ちに差し押さえるよう求める」としている。

東電は賠償金を受け取る側だが、今回の訴訟には旧経営陣側の立場で補助参加してきた。株主側弁護団の河合弘之弁護士は会見で、「東電は（旧経営陣の）擁護はしないという態度に転換すべきだ」と述べた。東電が対応しない場合、株主側が代わって強制執行の手続きを取る考えもあるという。（田中恭太）（「朝日新聞デジタル」）2022年7月23日 5時



【勝訴を報告する原告と弁護士ら＝7月13日午後、東京都千代田区、井手さゆり撮影】



【東京地裁判決の構図／原発事故の責任が問われた訴訟と結果】